

令和4年12月定例会
(2022年)

議案書②

11月29日提出

【条例】

市議案第 1 1 7 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2 0 2 2 年） 1 1 月 2 9 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

職員給与等を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）					（ 改 正 後 ）																																		
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第10条の3 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> </tbody> </table>					号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第10条の3 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> </tbody> </table>					号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000		
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>375,000</u>																																						
2	422,000																																						
3	472,000																																						
4	533,000																																						
5	608,000																																						
号給	給料月額																																						
	円																																						
1	<u>376,000</u>																																						
2	422,000																																						
3	472,000																																						
4	533,000																																						
5	608,000																																						
<p>2・3 （省 略）</p> <p>（任期付常勤職員の給与の特例）</p> <p>第10条の4 任期付常勤職員（小学校及び中学校に勤務する任期付常勤職員（以下「小・中学校任期付常勤講師」という。）を除く。次項において同じ。）の給料月額は、次の給料表に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定したその者の属する職務の等級に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1等級</th> <th style="width: 15%;">2等級</th> <th style="width: 15%;">3等級</th> <th style="width: 15%;">4等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>253,600</u></td> <td style="text-align: right;">248,900</td> <td style="text-align: right;">244,100</td> <td style="text-align: right;">239,500</td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級		円	円	円	円	給料月額	<u>253,600</u>	248,900	244,100	239,500	<p>2・3 （省 略）</p> <p>（任期付常勤職員の給与の特例）</p> <p>第10条の4 任期付常勤職員（小学校及び中学校に勤務する任期付常勤職員（以下「小・中学校任期付常勤講師」という。）を除く。次項において同じ。）の給料月額は、次の給料表に掲げる給料月額のうち、市規則で定める基準に従い決定したその者の属する職務の等級に応じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1等級</th> <th style="width: 15%;">2等級</th> <th style="width: 15%;">3等級</th> <th style="width: 15%;">4等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>254,700</u></td> <td style="text-align: right;">250,000</td> <td style="text-align: right;">246,100</td> <td style="text-align: right;">241,900</td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級		円	円	円	円	給料月額	<u>254,700</u>	250,000	246,100	241,900
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級																																			
	円	円	円	円																																			
給料月額	<u>253,600</u>	248,900	244,100	239,500																																			
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級																																			
	円	円	円	円																																			
給料月額	<u>254,700</u>	250,000	246,100	241,900																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1等級</th> <th style="width: 15%;">2等級</th> <th style="width: 15%;">3等級</th> <th style="width: 15%;">4等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>253,600</u></td> <td style="text-align: right;">248,900</td> <td style="text-align: right;">244,100</td> <td style="text-align: right;">239,500</td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級		円	円	円	円	給料月額	<u>253,600</u>	248,900	244,100	239,500	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">1等級</th> <th style="width: 15%;">2等級</th> <th style="width: 15%;">3等級</th> <th style="width: 15%;">4等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: right;"><u>254,700</u></td> <td style="text-align: right;">250,000</td> <td style="text-align: right;">246,100</td> <td style="text-align: right;">241,900</td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級		円	円	円	円	給料月額	<u>254,700</u>	250,000	246,100	241,900
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級																																			
	円	円	円	円																																			
給料月額	<u>253,600</u>	248,900	244,100	239,500																																			
職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級																																			
	円	円	円	円																																			
給料月額	<u>254,700</u>	250,000	246,100	241,900																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">5等級</th> <th style="width: 15%;">6等級</th> <th style="width: 15%;">7等級</th> <th style="width: 15%;">8等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	5等級	6等級	7等級	8等級						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の等級</th> <th style="width: 15%;">5等級</th> <th style="width: 15%;">6等級</th> <th style="width: 15%;">7等級</th> <th style="width: 15%;">8等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					職務の等級	5等級	6等級	7等級	8等級															
職務の等級	5等級	6等級	7等級	8等級																																			
職務の等級	5等級	6等級	7等級	8等級																																			

(現 行)					(改 正 後)				
給料月額	円	円	円	円	給料月額	円	円	円	円
	234,400	228,100	221,500	214,800		236,900	230,900	224,500	217,800
職務の等級	9等級	10等級	11等級	12等級	職務の等級	9等級	10等級	11等級	12等級
給料月額	円	円	円	円	給料月額	円	円	円	円
	207,800	199,900	193,900	187,200		210,800	202,900	196,900	190,200
職務の等級	13等級				職務の等級	13等級			
給料月額	円				給料月額	円			
	179,600					182,800			
<p>2・3 (省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し</p>					<p>2・3 (省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し</p>				

(現 行)	(改 正 後)
<p>くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p>	<p>くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の115.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (省 略)</p>

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	458,400	362,900	319,200	266,000	234,400	193,400	150,100
	2	461,500	365,500	321,400	267,700	236,000	195,200	151,200
	3	464,500	367,900	323,700	269,200	237,500	196,900	152,400
	4	467,500	370,500	325,900	271,000	239,000	198,500	153,500
	5	470,500	372,400	328,100	272,700	240,300	200,300	154,600
	6	473,500	374,900	330,100	274,500	241,900	202,100	155,700
	7	476,500	377,200	332,300	276,300	243,400	203,900	156,800
	8	479,600	379,700	334,500	278,300	244,900	205,400	157,900
	9	482,300	382,100	336,400	280,200	246,000	207,200	158,900
	10	485,400	384,800	338,600	282,200	247,500	209,000	160,300
	11	488,400	387,400	340,600	284,100	249,000	210,800	161,600
	12	491,500	390,100	342,800	286,000	250,300	212,400	162,900
	13	494,200	392,500	344,600	287,900	251,800	214,200	164,100
	14	496,500	394,800	346,600	289,700	253,000	216,000	165,600
	15	498,800	397,000	348,600	291,200	254,300	217,800	167,100
	16	501,100	399,400	350,600	292,600	255,500	219,200	168,700
	17	503,200	401,200	352,300	294,400	256,800	221,000	169,800
	18	504,600	403,200	354,300	296,400	258,200	222,700	171,200
	19	506,100	405,100	356,100	298,500	259,600	224,500	172,600
	20	507,500	406,900	358,000	300,500	261,100	226,100	174,000
	21	508,700	408,800	359,900	302,400	262,700	227,800	175,300
	22	510,100	410,600	361,800	304,500	264,400	229,400	177,800
	23	511,600	412,400	363,800	306,500	266,000	230,900	180,300
	24	513,100	414,300	365,700	308,600	267,600	232,200	182,800
	25	514,200	416,100	367,700	310,300	269,400	233,800	185,200
	26	515,300	417,600	369,600	312,400	271,200	235,400	186,900
	27	516,500	419,100	371,600	314,400	272,900	236,900	188,500
	28	517,700	420,700	373,600	316,400	274,600	237,900	190,200
	29	518,700	422,300	375,100	318,100	276,200	239,400	191,700
	30	519,600	423,600	376,900	320,100	277,900	240,700	193,400
	31	520,500	424,900	378,700	322,200	279,700	241,900	195,200
32	521,400	426,100	380,300	324,300	281,200	243,100	196,900	

33	5 2 2, 2 0 0	4 2 7, 3 0 0	3 8 2, 1 0 0	3 2 5, 5 0 0	2 8 2, 4 0 0	2 4 4, 1 0 0	1 9 8, 5 0 0
34	5 2 3, 1 0 0	4 2 8, 6 0 0	3 8 3, 5 0 0	3 2 7, 5 0 0	2 8 4, 1 0 0	2 4 5, 1 0 0	1 9 9, 9 0 0
35	5 2 3, 8 0 0	4 2 9, 9 0 0	3 8 5, 0 0 0	3 2 9, 4 0 0	2 8 5, 7 0 0	2 4 6, 1 0 0	2 0 1, 4 0 0
36	5 2 4, 3 0 0	4 3 1, 1 0 0	3 8 6, 6 0 0	3 3 1, 5 0 0	2 8 7, 4 0 0	2 4 7, 2 0 0	2 0 2, 9 0 0
37	5 2 5, 0 0 0	4 3 2, 3 0 0	3 8 8, 0 0 0	3 3 3, 4 0 0	2 8 9, 0 0 0	2 4 8, 1 0 0	2 0 4, 2 0 0
38	5 2 5, 6 0 0	4 3 3, 1 0 0	3 8 9, 2 0 0	3 3 5, 3 0 0	2 9 0, 7 0 0	2 4 9, 0 0 0	2 0 5, 5 0 0
39	5 2 6, 4 0 0	4 3 3, 9 0 0	3 9 0, 4 0 0	3 3 7, 3 0 0	2 9 2, 5 0 0	2 5 0, 0 0 0	2 0 6, 7 0 0
40	5 2 7, 0 0 0	4 3 4, 7 0 0	3 9 1, 5 0 0	3 3 9, 2 0 0	2 9 4, 3 0 0	2 5 0, 9 0 0	2 0 8, 0 0 0
41	5 2 7, 5 0 0	4 3 5, 3 0 0	3 9 2, 6 0 0	3 4 1, 1 0 0	2 9 5, 8 0 0	2 5 2, 2 0 0	2 0 9, 3 0 0
42		4 3 6, 0 0 0	3 9 3, 8 0 0	3 4 3, 0 0 0	2 9 7, 5 0 0	2 5 3, 4 0 0	2 1 0, 6 0 0
43		4 3 6, 7 0 0	3 9 5, 0 0 0	3 4 4, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0	2 5 4, 7 0 0	2 1 1, 9 0 0
44		4 3 7, 4 0 0	3 9 6, 1 0 0	3 4 6, 7 0 0	3 0 0, 6 0 0	2 5 6, 0 0 0	2 1 3, 2 0 0
45		4 3 8, 2 0 0	3 9 6, 8 0 0	3 4 8, 2 0 0	3 0 2, 2 0 0	2 5 7, 4 0 0	2 1 4, 3 0 0
46		4 3 9, 0 0 0	3 9 7, 5 0 0	3 4 9, 6 0 0	3 0 3, 9 0 0	2 5 8, 6 0 0	2 1 5, 6 0 0
47		4 3 9, 4 0 0	3 9 8, 2 0 0	3 5 1, 1 0 0	3 0 5, 5 0 0	2 5 9, 8 0 0	2 1 6, 9 0 0
48		4 4 0, 1 0 0	3 9 8, 9 0 0	3 5 2, 6 0 0	3 0 7, 2 0 0	2 6 0, 9 0 0	2 1 8, 2 0 0
49		4 4 0, 6 0 0	3 9 9, 5 0 0	3 5 4, 2 0 0	3 0 8, 1 0 0	2 6 2, 1 0 0	2 1 9, 2 0 0
50		4 4 1, 0 0 0	4 0 0, 1 0 0	3 5 5, 0 0 0	3 0 9, 6 0 0	2 6 3, 4 0 0	2 2 0, 3 0 0
51		4 4 1, 4 0 0	4 0 0, 6 0 0	3 5 6, 2 0 0	3 1 1, 1 0 0	2 6 4, 5 0 0	2 2 1, 3 0 0
52		4 4 1, 8 0 0	4 0 1, 0 0 0	3 5 7, 2 0 0	3 1 2, 7 0 0	2 6 5, 6 0 0	2 2 2, 3 0 0
53		4 4 2, 2 0 0	4 0 1, 4 0 0	3 5 8, 1 0 0	3 1 4, 3 0 0	2 6 6, 6 0 0	2 2 3, 3 0 0
54		4 4 2, 6 0 0	4 0 1, 7 0 0	3 5 9, 2 0 0	3 1 5, 9 0 0	2 6 7, 8 0 0	2 2 4, 2 0 0
55		4 4 3, 0 0 0	4 0 2, 0 0 0	3 6 0, 1 0 0	3 1 7, 5 0 0	2 6 8, 9 0 0	2 2 5, 1 0 0
56		4 4 3, 3 0 0	4 0 2, 3 0 0	3 6 1, 2 0 0	3 1 9, 0 0 0	2 6 9, 9 0 0	2 2 6, 0 0 0
57		4 4 3, 6 0 0	4 0 2, 6 0 0	3 6 2, 1 0 0	3 2 0, 5 0 0	2 7 0, 9 0 0	2 2 6, 3 0 0
58		4 4 4, 0 0 0	4 0 2, 9 0 0	3 6 2, 8 0 0	3 2 1, 7 0 0	2 7 2, 0 0 0	2 2 7, 1 0 0
59		4 4 4, 3 0 0	4 0 3, 2 0 0	3 6 3, 5 0 0	3 2 2, 9 0 0	2 7 3, 1 0 0	2 2 7, 8 0 0
60		4 4 4, 6 0 0	4 0 3, 5 0 0	3 6 4, 2 0 0	3 2 4, 1 0 0	2 7 4, 0 0 0	2 2 8, 5 0 0
61		4 4 4, 9 0 0	4 0 3, 8 0 0	3 6 4, 6 0 0	3 2 4, 8 0 0	2 7 5, 0 0 0	2 2 9, 2 0 0
62		4 4 5, 3 0 0	4 0 4, 1 0 0	3 6 5, 2 0 0	3 2 5, 7 0 0	2 7 5, 9 0 0	2 3 0, 0 0 0
63		4 4 5, 6 0 0	4 0 4, 4 0 0	3 6 5, 9 0 0	3 2 6, 5 0 0	2 7 7, 0 0 0	2 3 0, 7 0 0
64		4 4 5, 9 0 0	4 0 4, 7 0 0	3 6 6, 6 0 0	3 2 7, 3 0 0	2 7 8, 1 0 0	2 3 1, 3 0 0
65		4 4 6, 2 0 0	4 0 5, 0 0 0	3 6 6, 9 0 0	3 2 8, 2 0 0	2 7 9, 1 0 0	2 3 1, 9 0 0
66		4 4 6, 6 0 0	4 0 5, 3 0 0	3 6 7, 6 0 0	3 2 8, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0	2 3 2, 5 0 0
67		4 4 6, 9 0 0	4 0 5, 6 0 0	3 6 8, 3 0 0	3 2 9, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0	2 3 3, 1 0 0
68		4 4 7, 2 0 0	4 0 5, 9 0 0	3 6 9, 0 0 0	3 3 0, 1 0 0	2 8 1, 5 0 0	2 3 3, 8 0 0
69		4 4 7, 5 0 0	4 0 6, 1 0 0	3 6 9, 3 0 0	3 3 0, 9 0 0	2 8 2, 4 0 0	2 3 4, 5 0 0
70		4 4 7, 9 0 0	4 0 6, 4 0 0	3 6 9, 9 0 0	3 3 1, 6 0 0	2 8 3, 1 0 0	2 3 5, 1 0 0
71		4 4 8, 2 0 0	4 0 6, 7 0 0	3 7 0, 6 0 0	3 3 2, 3 0 0	2 8 4, 0 0 0	2 3 5, 6 0 0
72		4 4 8, 5 0 0	4 0 7, 0 0 0	3 7 1, 2 0 0	3 3 3, 0 0 0	2 8 5, 0 0 0	2 3 6, 3 0 0
73		4 4 8, 8 0 0	4 0 7, 2 0 0	3 7 1, 5 0 0	3 3 3, 5 0 0	2 8 5, 8 0 0	2 3 7, 0 0 0
74			4 0 7, 5 0 0	3 7 2, 1 0 0	3 3 4, 1 0 0	2 8 6, 6 0 0	2 3 7, 6 0 0

75	407,800	372,800	334,600	287,400	238,200
76	408,000	373,400	335,200	288,200	238,700
77	408,200	373,800	335,500	288,700	239,300
78	408,500	374,300	336,000	289,100	240,000
79	408,800	374,900	336,400	289,600	240,700
80	409,000	375,400	336,900	289,800	241,200
81	409,200	375,900	337,300	290,100	241,700
82	409,500	376,500	337,800	290,300	242,300
83	409,800	377,000	338,300	290,700	242,900
84	410,000	377,300	338,800	290,900	243,400
85	410,200	377,700	339,100	291,100	243,900
86	410,500	378,200	339,500	291,500	244,500
87	410,800	378,600	340,000	291,800	245,100
88	411,000	379,000	340,400	292,100	245,600
89	411,200	379,400	340,700	292,400	246,100
90	411,500	379,900	341,100	292,700	246,600
91	411,800	380,300	341,600	293,100	246,900
92	412,000	380,700	342,000	293,400	247,300
93	412,200	381,000	342,200	293,800	247,600
94		381,500	342,600	294,100	
95		381,900	343,100	294,500	
96		382,300	343,500	294,700	
97		382,600	343,700	294,900	
98		383,100	344,100	295,200	
99		383,500	344,500	295,600	
100		383,900	344,800	295,800	
101		384,200	345,100	296,100	
102		384,700	345,500	296,500	
103		385,100	345,900	296,900	
104		385,500	346,300	297,100	
105		385,800	346,800	297,400	
106		386,300	347,200	297,800	
107		386,700	347,600	298,100	
108		387,100	348,000	298,300	
109		387,400	348,500	298,600	
110		387,900	348,900	299,000	
111		388,300	349,200	299,300	
112		388,700	349,500	299,500	
113			350,000	299,900	
114				300,300	
115				300,600	
116				300,800	

	117						301,000	
	118						301,300	
	119						301,700	
	120						301,900	
	121						302,100	
	122						302,400	
	123						302,700	
	124						303,100	
	125						303,300	
	126						303,600	
	127						303,900	
	128						304,200	
再任用職員		441,000	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200	187,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。

別表第2

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の 等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	422,800	381,900	347,600	296,300	254,900	215,100	188,300
	2	424,600	384,100	349,800	298,100	256,700	217,100	190,200
	3	426,500	386,000	352,100	299,900	258,500	219,100	191,900
	4	428,400	388,100	354,300	301,900	260,300	221,100	193,700
	5	429,800	389,800	356,300	303,600	262,000	223,100	195,500
	6	431,500	391,800	358,400	305,500	263,800	224,900	197,300
	7	433,100	393,600	360,600	307,500	265,400	226,900	199,400
	8	434,600	395,400	362,800	309,600	267,100	228,800	201,600
	9	436,200	397,100	364,500	311,400	268,200	230,900	203,800
	10	437,900	399,100	366,700	313,600	269,700	232,700	205,800
	11	439,500	401,100	368,700	315,700	271,000	234,500	208,100
	12	441,100	403,200	370,900	317,700	272,200	236,300	210,600
	13	442,200	404,900	372,700	319,700	273,500	238,100	212,900
	14	443,800	407,000	374,800	321,600	274,800	240,000	214,900
	15	445,600	409,000	376,800	323,200	275,800	241,900	216,700
	16	447,400	411,100	378,900	324,800	277,000	243,800	218,500
	17	449,000	412,800	380,500	326,500	277,700	245,300	220,300
	18	450,800	414,500	382,500	328,800	279,100	247,100	222,200
	19	452,600	416,200	384,400	330,900	280,400	248,900	223,900
	20	454,300	417,800	386,400	333,200	281,700	250,700	225,800
	21	455,900	419,500	388,100	335,100	283,000	252,300	227,600
	22	457,600	421,100	390,200	337,100	284,000	253,600	229,300
	23	459,200	422,500	392,300	339,200	285,300	254,800	231,100
	24	461,000	424,000	394,300	341,200	286,500	256,100	232,900
	25	462,500	425,300	396,000	343,100	287,500	257,300	234,700
	26	463,900	426,700	398,000	345,200	289,100	258,500	236,300
	27	465,400	428,200	400,100	347,100	290,800	259,800	238,000
	28	466,700	429,800	402,200	349,100	292,400	260,900	239,700
	29	467,900	431,100	403,700	350,900	294,300	261,800	241,300
	30	468,600	432,800	405,500	353,000	296,200	262,800	242,500
	31	469,300	434,500	407,200	354,800	297,900	264,000	244,300
32	470,000	436,100	408,900	356,900	299,700	265,000	246,100	

33	470,500	437,500	410,600	358,300	301,300	265,500	247,900
34	471,300	439,200	412,100	360,300	303,000	266,700	249,300
35	472,000	440,900	413,700	362,200	304,800	267,700	250,800
36	472,600	442,500	415,200	364,300	306,500	268,700	252,100
37	472,900	443,900	416,500	366,200	308,200	269,500	253,500
38	473,500	444,600	418,000	368,300	309,800	270,400	254,700
39	474,000	445,300	419,500	370,300	311,600	271,400	256,000
40	474,500	446,000	421,000	372,300	313,100	272,200	257,200
41	475,000	446,400	422,500	374,300	314,500	273,200	258,200
42	475,400	447,000	423,800	376,400	316,000	274,300	259,200
43	475,800	447,700	425,100	378,500	317,700	275,300	260,300
44	476,200	448,300	426,300	380,500	319,400	276,100	261,300
45	476,500	449,100	427,300	382,200	321,100	277,200	262,300
46		449,800	428,000	383,900	323,000	278,600	262,900
47		450,300	428,800	385,500	324,900	279,900	264,000
48		450,800	429,600	387,200	326,700	281,300	264,900
49		451,300	430,100	388,600	328,100	283,000	266,000
50		451,600	430,500	389,600	329,700	284,700	266,800
51		451,900	430,900	390,600	331,100	286,200	267,800
52		452,300	431,200	391,600	332,800	287,600	268,800
53		452,700	431,500	392,900	334,300	289,000	269,700
54		452,900	431,900	394,000	336,000	290,600	270,700
55		453,200	432,200	395,100	337,600	292,200	271,400
56		453,400	432,500	396,300	339,400	293,700	272,400
57		453,800	432,800	397,600	340,300	295,100	273,300
58		454,000	433,100	398,400	342,000	296,700	274,300
59		454,200	433,400	399,200	343,600	298,400	275,800
60		454,400	433,700	399,900	345,200	300,000	277,000
61		454,800	434,000	400,400	346,800	301,400	278,400
62			434,300	401,100	348,500	303,000	279,900
63			434,600	401,800	350,200	304,600	281,500
64			434,900	402,500	351,900	306,100	282,800
65			435,200	402,800	353,500	307,400	284,300
66			435,500	403,500	355,100	309,100	285,600
67			435,800	404,200	356,700	310,500	286,800
68			436,100	404,800	358,300	312,200	288,200
69			436,300	405,200	359,500	313,600	289,400
70			436,600	405,700	360,900	315,000	290,900
71			436,900	406,300	362,200	316,300	292,300
72			437,200	406,800	363,600	317,800	293,800
73			437,400	407,300	364,800	318,500	295,100
74			437,700	407,700	366,000	320,100	296,300

75	438,000	408,200	367,300	321,600	297,600
76	438,300	408,700	368,600	323,300	298,900
77	438,500	409,200	369,900	325,100	300,200
78	438,800	409,700	371,100	326,800	301,100
79	439,100	410,300	372,300	328,400	302,600
80	439,400	410,800	373,500	330,000	303,800
81	439,600	411,200	374,700	331,700	305,300
82	439,900	411,800	375,900	333,400	306,600
83	440,200	412,300	377,000	335,000	308,000
84	440,500	412,500	378,200	336,700	309,100
85	440,700	412,800	379,300	338,100	310,500
86		413,300	379,900	339,600	311,400
87		413,600	380,400	341,100	312,900
88		413,900	381,000	342,600	314,200
89		414,200	381,600	343,900	315,700
90		414,600	382,200	345,100	317,200
91		415,000	382,800	346,400	318,700
92		415,400	383,400	347,700	320,100
93		415,700	383,700	349,100	321,600
94		416,100	384,200	350,600	322,900
95		416,500	384,800	352,100	324,200
96		416,900	385,300	353,600	325,600
97		417,200	385,700	354,900	326,900
98		417,600	386,100	356,100	328,100
99		418,000	386,700	357,200	329,400
100		418,400	387,200	358,400	330,700
101		418,700	387,600	359,500	332,000
102		419,100	388,100	360,600	333,400
103		419,500	388,700	361,700	334,300
104		419,900	389,200	362,900	335,400
105		420,200	389,500	364,100	336,600
106		420,600	389,900	364,600	337,700
107		421,000	390,400	365,200	338,800
108		421,400	390,700	365,800	339,800
109		421,700	391,000	366,400	340,900
110			391,500	366,900	342,100
111			392,000	367,400	343,100
112			392,500	367,900	344,100
113			392,800	368,300	345,000
114			393,300	368,700	345,900
115			393,800	369,300	346,800
116			394,300	369,800	347,800

117						394,600	370,200	348,800
118						395,100	370,700	349,800
119						395,600	371,300	350,300
120						396,100	371,800	350,900
121						396,500	372,000	351,500
122						397,000	372,500	351,800
123						397,400	373,000	352,200
124						397,900	373,400	352,700
125						398,300	373,900	353,100
126							374,400	353,500
127							374,900	353,900
128							375,400	354,400
129							375,700	354,800
130							376,200	355,200
131							376,700	355,600
132							377,200	356,000
133							377,500	356,400
134							378,000	356,600
135							378,400	357,100
136							378,800	357,500
137							379,100	357,800
138							379,600	358,100
139							380,100	358,500
140							380,600	359,000
141							380,900	359,500
142								359,800
143								360,300
144								360,800
145								361,300
146								361,600
再任用職員		409,500	377,900	342,800	305,100	288,600	257,300	253,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	471,700	400,400	326,200
	2	474,000	403,300	329,200
	3	476,200	405,900	332,100
	4	478,500	408,600	335,200
	5	480,700	411,000	338,400
	6	482,900	413,300	341,400
	7	485,100	415,400	344,200
	8	487,300	417,300	347,100
	9	489,300	419,500	349,800
	10	491,400	422,200	352,800
	11	493,500	424,800	355,900
	12	495,600	427,500	358,700
	13	497,700	429,900	361,100
	14	499,800	432,400	363,700
	15	501,900	434,800	366,400
	16	504,000	437,300	369,200
	17	506,100	439,300	372,100
	18	508,100	441,700	375,600
	19	510,100	444,000	378,600
	20	512,100	446,400	382,200
	21	513,900	447,900	385,600
	22	515,700	450,300	388,300
	23	517,600	452,600	390,800
	24	519,500	454,900	393,400
	25	521,200	456,900	396,100
	26	523,000	459,200	398,300
	27	524,800	461,400	400,200
	28	526,600	463,700	401,800
	29	528,200	465,800	403,800
	30	530,000	468,100	406,100
	31	531,800	470,400	408,300
32	533,600	472,600	410,600	

33	535, 200	474, 600	412, 900
34	537, 000	476, 700	415, 000
35	538, 700	478, 800	417, 000
36	540, 500	480, 900	419, 100
37	542, 100	483, 000	421, 000
38	543, 700	484, 800	422, 800
39	545, 100	486, 600	424, 600
40	546, 700	488, 400	426, 600
41	548, 200	490, 100	428, 500
42	549, 600	491, 900	430, 500
43	551, 000	493, 700	432, 400
44	552, 300	495, 500	434, 400
45	553, 500	497, 100	436, 200
46	554, 500	498, 800	438, 000
47	555, 500	500, 600	439, 700
48	556, 500	502, 400	441, 500
49	557, 500	504, 000	443, 300
50	558, 400	505, 300	445, 100
51	559, 300	506, 600	446, 900
52	560, 200	507, 900	448, 600
53	561, 000	508, 900	450, 400
54	561, 900	510, 200	452, 100
55	562, 800	511, 500	453, 900
56	563, 700	512, 800	455, 700
57	564, 600	513, 800	457, 600
58	565, 500	514, 600	458, 800
59	566, 400	515, 400	460, 000
60	567, 100	516, 200	461, 200
61	568, 000	517, 100	462, 400
62	568, 900	517, 900	463, 400
63	569, 800	518, 800	464, 400
64	570, 700	519, 600	465, 400
65	571, 600	520, 500	466, 200
66	572, 500	521, 400	466, 900
67	573, 400	522, 100	467, 600
68	574, 300	523, 000	468, 300
69	575, 200	523, 900	469, 000
70	576, 100	524, 700	469, 700
71	577, 000	525, 600	470, 400
72	577, 900	526, 500	471, 000
73	578, 800	527, 300	471, 300
74	579, 700	528, 200	472, 000

	75	580,600	529,100	472,700
	76	581,500	529,800	473,400
	77	582,400	530,600	473,800
	78	583,300	531,500	474,400
	79	584,200	532,400	475,100
	80	585,100	533,300	475,800
	81	586,000	534,100	476,200
	82	586,900	535,000	476,800
	83	587,800	535,900	477,400
	84	588,700	536,800	477,900
	85	589,600	537,600	478,500
	86	590,500	538,500	479,000
	87	591,400	539,400	479,500
	88	592,300	540,300	480,000
	89	593,200	541,100	480,400
	90	594,100		481,000
	91	595,000		481,400
	92	595,900		481,900
	93	596,800		482,400
	94	597,700		483,000
	95	598,600		483,600
	96	599,500		484,000
	97	600,400		484,500
	98	601,300		485,100
	99	602,200		485,700
	100	603,100		486,300
	101	604,000		486,800
	102	604,900		
	103	605,800		
	104	606,700		
	105	607,600		
	特	615,100		
再任用職員		466,000	393,000	338,600

備考 この表は、医療に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	437,200	371,100	327,000	282,100	252,400	214,400	191,500
	2	439,800	373,800	329,000	284,000	253,500	216,000	193,100
	3	442,300	376,400	331,200	286,100	254,700	217,600	194,700
	4	444,900	379,100	333,400	288,100	256,000	219,200	196,300
	5	447,300	381,500	335,200	290,200	257,200	220,600	197,800
	6	449,800	384,200	337,400	292,300	258,400	222,200	199,300
	7	452,300	386,800	339,400	294,200	259,500	223,800	200,900
	8	454,800	389,500	341,600	296,200	260,500	225,400	202,400
	9	457,200	391,600	343,400	298,000	261,800	226,800	204,000
	10	459,600	393,900	345,500	299,900	262,500	228,400	205,700
	11	462,200	396,100	347,600	301,500	263,400	230,000	207,300
	12	464,600	398,300	349,700	303,100	264,200	231,600	209,000
	13	467,100	400,400	351,200	305,100	265,300	233,000	210,400
	14	468,600	402,400	353,200	307,000	266,400	234,600	212,000
	15	469,900	404,400	355,100	309,100	267,600	236,100	213,600
	16	471,200	406,500	357,100	311,100	268,700	237,700	215,200
	17	472,400	408,300	358,900	313,100	270,200	238,600	216,600
	18	473,700	410,300	360,900	315,100	271,900	240,000	218,200
	19	475,000	412,200	362,900	317,200	273,600	241,400	219,900
	20	476,300	414,300	364,900	319,300	275,300	242,500	221,600
	21	477,500	416,100	366,700	321,100	277,000	244,000	222,900
	22	478,900	417,700	368,700	323,100	278,700	245,300	224,400
	23	480,300	419,300	370,800	324,900	280,400	246,500	225,800
	24	481,500	420,800	372,900	326,900	282,000	247,800	227,300
	25	482,900	422,300	374,300	328,600	283,700	248,600	228,500
	26	484,200	423,600	376,100	330,500	285,400	249,800	229,900
	27	485,600	424,900	377,900	332,500	287,200	250,900	231,200
	28	487,000	426,200	379,600	334,500	288,800	252,000	232,400
	29	488,400	427,500	381,400	335,800	290,200	253,400	233,600
	30	489,500	428,700	382,900	337,600	291,800	254,200	234,900
	31	490,600	429,900	384,500	339,300	293,400	255,100	236,400
32	491,700	431,000	386,200	341,100	295,100	256,000	237,700	

33	492,800	432,200	387,500	342,800	296,800	257,000	238,700
34	493,700	433,400	388,800	344,600	298,500	258,100	240,000
35	494,600	434,600	390,100	346,500	300,300	259,200	240,900
36	495,500	435,800	391,300	348,300	302,100	260,400	242,100
37	496,500	437,100	392,400	350,100	303,400	261,800	243,400
38	497,400	437,900	393,600	351,800	305,100	263,400	244,500
39	498,300	438,300	394,700	353,400	306,600	265,000	245,600
40	499,200	439,000	395,800	355,100	308,200	266,500	246,700
41	500,200	439,500	396,600	356,300	309,900	267,800	247,800
42		439,900	397,400	357,400	311,600	269,500	248,700
43		440,300	398,200	358,600	313,200	271,100	249,600
44		440,700	399,000	359,800	314,900	272,700	250,400
45		441,100	399,400	361,000	315,800	274,100	251,500
46		441,500	400,000	361,800	317,200	275,600	252,800
47		441,900	400,500	363,000	318,700	277,200	254,100
48		442,200	400,900	364,100	320,300	278,600	255,300
49		442,500	401,300	365,100	321,700	279,800	256,800
50		442,900	401,600	366,100	323,000	281,200	258,200
51		443,200	401,900	367,100	324,200	282,700	259,400
52		443,500	402,200	368,100	325,500	284,200	260,600
53		443,800	402,500	368,900	326,600	285,700	261,600
54			402,800	369,700	327,600	287,400	262,900
55			403,100	370,600	328,700	289,100	264,200
56			403,400	371,500	329,700	290,700	265,300
57			403,700	372,000	330,200	291,900	266,100
58			404,000	372,800	331,100	293,500	267,300
59			404,300	373,600	331,900	294,800	268,500
60			404,700	374,400	332,800	296,400	269,600
61			404,900	374,800	333,600	297,700	270,500
62			405,200	375,500	333,900	299,200	271,600
63			405,500	376,200	334,500	300,600	272,700
64			405,800	376,900	335,200	302,100	273,800
65			406,000	377,300	335,800	303,100	274,600
66			406,300	377,900	336,500	304,300	275,700
67			406,600	378,600	337,200	305,500	276,600
68			406,900	379,200	337,900	306,900	277,700
69			407,100	379,600	338,600	308,200	278,700
70				380,100	339,100	309,400	279,700
71				380,600	339,700	310,700	280,800
72				381,100	340,300	311,900	281,900
73				381,700	340,600	313,300	282,500
74				382,200	341,200	314,100	283,200

75			382,800	341,700	314,900	283,700
76			383,400	342,300	315,700	284,500
77			383,900	342,800	316,300	285,300
78			384,400	343,300	317,000	285,900
79			384,900	343,800	317,700	286,500
80			385,400	344,200	318,300	287,100
81			385,700	344,500	319,000	287,800
82			386,200	344,800	319,200	288,300
83			386,600	345,200	319,800	288,700
84			387,000	345,500	320,400	289,100
85			387,400	346,000	321,000	289,300
86			387,900	346,300	321,500	289,500
87			388,300	346,600	322,000	289,700
88			388,700	346,900	322,500	289,900
89			389,100	347,300	323,100	290,300
90			389,600	347,600	323,600	290,500
91			390,000	348,000	324,000	290,700
92			390,400	348,300	324,500	290,900
93			390,800	348,700	325,000	291,300
94			391,300	349,000	325,400	291,500
95			391,700	349,300	325,600	291,700
96			392,100	349,600	326,000	292,000
97			392,500	349,900	326,400	292,400
98			393,000	350,300	326,800	292,700
99			393,400	350,700	327,200	292,900
100			393,800	351,100	327,600	293,200
101			394,200	351,600	327,900	293,500
102			394,700	352,000	328,100	293,700
103			395,100	352,400	328,500	293,900
104			395,500	352,800	328,800	294,200
105			395,900	353,300	329,000	294,500
106					329,300	
107					329,600	
108					329,900	
109					330,100	
110					330,400	
111					330,800	
112					331,000	
113					331,200	
114					331,400	
115					331,800	
116					332,000	

	117						332,200	
	118						332,600	
	119						333,000	
	120						333,400	
	121						333,600	
再任用職員		426,500	365,000	322,800	282,100	256,900	243,500	215,300

備考 この表は、調剤に従事する薬剤師、栄養管理に従事する栄養士その他の医療技術職員で、市規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2・3（省略）</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～8（省略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第28条（省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の115.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（省略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条（省略）</p> <p>2・3（省略）</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～8（省略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第28条（省略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）における当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6（省略）</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日に在職する職員については、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第4項及び第28条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第 1 1 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2 0 2 2 年） 1 1 月 2 9 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

期末手当の支給割合を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>	<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>	<p>第7条（省 略）</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第 1 1 9 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
の設定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 4 年（2 0 2 2 年） 1 1 月 2 9 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

期末手当の支給割合を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の215</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条（省 略）</p> <p>2 前項の場合において、「職員」とあるのは「市長等」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「給料の月額及びこれ」と、「合計額とする」とあるのは「合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第120号

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、自己情報の開示に係る手数料を徴収しないこととするとともに、開示決定等の期限その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び消防長をいう。）及び財産区（以下「実施機関等」という。）は、保有している法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイル（以下「条例個人情報ファイル」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 条例個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関等の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 条例個人情報ファイルの利用目的

(4) 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下「条例記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名，生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「条例記録情報」という。）の収集方法

(6) 条例記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨

(7) 条例記録情報を当該実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には，その提供先

- (8) 法第76条第1項，法第90条第1項又は法第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは，その旨
- (10) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は，条例個人情報ファイルであつて，法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号並びに法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず，実施機関等は，条例記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し，又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより，利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは，その条例記録項目の一部若しくは事項を記載せず，又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は，開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし，法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関等は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，実施機関等は，開示請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため，開示請求があつた日から44日以内にその全てについて

開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度1回各実施機関等における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項中豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例(平成元年豊中市条例第7号)第3条第1項の改正規定は、令和5年8月24日から施行する。

2 豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)は、廃止する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項

の規定による廃止前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条、第32条又は第42条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正又は削除等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第51条の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する苦情の申出については、なお従前の例による。

5 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

6 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため」を「の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第129条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため」に改める。

第2条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第 号。以下「保護条例」という。）第3条第1項」に、「審議する」を「調査審議し、その意見を答申するものとする」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）情報公開制度の運営に関する重要事項

（2）保護条例の改正又は廃止に関する重要事項

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「13人」を「9人」に改める。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員は、第2条の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条中「審議」を「調査審議」に改める。

7 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第3条第2項の規定により委嘱された豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月23日までとする。

8 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成元年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第52条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改める。

第5条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第号）第3条第1項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（他の法令との調整）

第12条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第5条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項から第6項まで並びに第10条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

2 前項の場合において、第8条第1項中「若しくは第4項

又は前条の規定による意見書」とあるのは「又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と読み替えるものとする。

- 9 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第 号）第3条第1項」に、「同条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- 10 次に掲げる条例の規定中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- (1) 豊中市立養護老人ホーム条例（平成24年豊中市条例第52号）第13条第2号
- (2) 豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号）第22条第2号
- (3) 豊中市立母子父子福祉センター条例（昭和51年豊中市条例第32号）第20条第2号
- (4) 市民ホール条例（昭和43年豊中市条例第20号）第23条第2号
- (5) 豊中市立伝統芸能館条例（平成7年豊中市条例第18号）第22条第2号
- (6) 豊中市立市民ギャラリー条例（平成13年豊中市条例第42号）第23条第2号
- (7) とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号）第21条第2号
- (8) とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第21条第2号

- (9) 豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号）第23条第2号
- (10) 豊中市立火葬場条例（平成26年豊中市条例第68号）第19条第2号
- (11) 豊中市立環境交流センター条例（平成17年豊中市条例第32号）第21条第2号
- (12) 文化施設等自動車駐車場条例（平成12年豊中市条例第43号）第19条第2号
- (13) 市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号）第45条第1号

市議案第121号

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

危機管理課及び人権政策課を移管するとともに，課及び部の
事務分掌を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊中市事務分掌条例（昭和37年豊中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p><u>人権政策課</u></p> <p>総務部</p> <p>都市経営部</p> <p>都市活力部</p> <p>環境部</p> <p>財務部</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部</p> <p>こども未来部</p> <p>都市計画推進部</p> <p>都市基盤部</p> <p>第2条 前条の部及び課における分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) <u>危機管理に関すること。</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>都市経営部</p> <p>都市活力部</p> <p>環境部</p> <p>財務部</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部</p> <p>こども未来部</p> <p>都市計画推進部</p> <p>都市基盤部</p> <p>第2条 前条の部における分掌事務は、次のとおりとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>人権政策課</u></p> <p>(1) <u>人権文化のまちづくりに関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 法務及び公正な職務執行に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 統計及び文書に関すること。</p> <p>(4) <u>情報公開及び情報政策に関すること。</u></p> <p>(5) 事務管理及び組織管理に関すること。</p> <p>(6) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(7) <u>他の部及び課に属しないこと。</u></p> <p>都市経営部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 行政改革に関すること。</p> <p>(3) 秘書及び交際に関すること。</p> <p>(4) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(5) <u>市有財産の有効活用の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>都市政策の調査研究に関すること。</u></p> <p>財務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p>	<p>総務部</p> <p>(1) 法務，<u>情報公開及び公正な職務執行</u>に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 統計及び文書に関すること。</p> <p>(4) <u>事務管理及び組織管理</u>に関すること。</p> <p>(5) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(6) <u>他の部に属しないこと。</u></p> <p>都市経営部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 行政改革に関すること。</p> <p>(3) <u>デジタル社会の形成</u>に関すること。</p> <p>(4) 秘書及び交際に関すること。</p> <p>(5) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(6) <u>危機管理</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>都市政策の調査研究</u>に関すること。</p> <p>財務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) 市税及び府民税の賦課及び収納に関する事。</p> <p>(4) 固定資産の評価に関する事。</p> <p>(5) 税以外の未収金の徴収に関する事。</p> <p>(6) 市有財産の管理に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 施設、設備及び土地の取得、保全及び処分に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>(1) 地域自治に関する事。</p> <p>(2) 市民公益活動に関する事。</p> <p><u>(3)</u> 戸籍、住民基本台帳その他の市民生活に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 雇用、就労その他の生活支援及び消費生活に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 出張所に関する事。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) <u>子育て・子育ての支援</u>に関する事。</p> <p>第4条 第1条に規定する部及び課の内部の事務分掌並びに公の施設又は事業所の事務分掌は、市長が定める。</p>	<p>(3) 市税及び府民税の賦課及び収納に関する事。</p> <p>(4) 固定資産の評価に関する事。</p> <p>(5) 税以外の未収金の徴収に関する事。</p> <p>(6) 市有財産の管理に関する事。</p> <p><u>(7) 市有財産の有効活用の総合企画及び調整</u>に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 施設、設備及び土地の取得、保全及び処分に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>(1) 地域自治に関する事。</p> <p>(2) 市民公益活動に関する事。</p> <p><u>(3) 人権文化のまちづくり</u>に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 戸籍、住民基本台帳その他の市民生活に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 雇用、就労その他の生活支援及び消費生活に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 出張所に関する事。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) <u>子ども</u>に関する事。</p> <p>第4条 第1条に規定する部の内部の事務分掌及び公の施設又は事業所の事務分掌は、市長が定める。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第122号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

子育て部分休暇を新設するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(休暇の種類)</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第27条 特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、市規則で定めるとこ</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>とする。</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>4 子育て部分休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第27条 特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>については、市</p>

(現 行)	(改 正 後)
ろにより、任命権者の承認を受けなければならない。	規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は同条例」を「，同条例」に，「よる介護時間」を「よる介護時間又は同条例第26条の3の規定による子育て部分休暇」に，「又は当該介護時間」を「，当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め，同条第3項中「又は介護時間」を「，介護時間又は子育て部分休暇」に，「又は当該介護時間」を「，当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。
- 3 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は介護時間」を「，介護時間」に，「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため，1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「又は介護時間」を「，介護時間」に，「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため，1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

市議案第123号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙運動に係る公費負担の限度額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づいて、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合は、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づいて、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合は、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>当該契約に基づいて当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 5 6 0 円</u>に当該候補者につき法第 8 6 条の 4 第 1 項，第 2 項，第 5 項，第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 1 0 0 条第 4 項又は第 1 2 7 条の規定により投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき，委員会の定めるところにより，当該候補者からの申請に基づいて，委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （省 略）</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第 4 条 （省 略）</p> <p>2 市は，候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が，<u>7 円 5 1 銭</u>を超える場合は，<u>7 円 5 1 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき，委員会の定めるところにより，当該候補者からの申請に基づいて，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第 2 条第 3 項に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて，当該ビラの作成を業とす</p>	<p>当該契約に基づいて当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して，<u>7, 7 0 0 円</u>に当該候補者につき法第 8 6 条の 4 第 1 項，第 2 項，第 5 項，第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 1 0 0 条第 4 項又は第 1 2 7 条の規定により投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき，委員会の定めるところにより，当該候補者からの申請に基づいて，委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （省 略）</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第 4 条 （省 略）</p> <p>2 市は，候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が，<u>7 円 7 3 銭</u>を超える場合は，<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき，委員会の定めるところにより，当該候補者からの申請に基づいて，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第 2 条第 3 項に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて，当該ビラの作成を業とす</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者(前項の規定による届出をした者に限る。)が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>5 2 5 円 6 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 0, 5 0 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7 円 5 1 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第1 4 2条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p>	<p>る者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者(前項の規定による届出をした者に限る。)が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 6, 2 5 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7 円 7 3 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第1 4 2条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p>

(現 行)	(改 正 後)
(3) (省 略)	(3) (省 略)

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し，施行日の前日までにその期日を告示された選挙については，なお従前の例による。

市議案第124号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の算定基礎となる床面積の合計の算定方法その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考</p> <p><u>1～8</u>（省 略）</p> <p><u>9</u> この表の1の項及び3の項から5の項までにおいて「床面積の合計」とは、<u>認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について建築物の低炭素化誘導基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第31において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第31において同じ。）に共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この表において同じ。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合（以下この表において「共同住宅</u></p>	<p>別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> <u>この表において「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第31において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。</u></p> <p><u>2～9</u>（省 略）</p> <p><u>10</u> この表の1の項及び3の項から5の項までにおいて「床面積の合計」とは、<u>認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、第55条第1項に規定する変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に 係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共 用部分の床面積(以下この表及び別表第31において「住宅共用部分の 床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第55条 第1項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加 を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床 面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に 係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた 床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅 等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の 部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面 積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 <u>備考の8及び備考の10に定めるもののほか、この表の2の項の(1) の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</u></p> <p>別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法 律第53号)関係</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい</p>	<p>11 (省 略)</p> <p>12 <u>備考の9及び備考の11に定めるもののほか、この表の2の項の(1) の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</u></p> <p>別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法 律第53号)関係</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において「共用部分」とは、省令第4条第3項第1号に規定す る共用部分をいう。</u></p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>う。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> (第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>2～11</u> (省 略)</p> <p><u>12</u> この表の1の項, 3の項及び4の項において「床面積の合計」とは, 判定等に係る建築物の部分の床面積 (増築 (増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。)) 又は改築の判定等であって, 当該増築又は改築に係る建築物のうち当該増築又は改築をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する<u>設計一次エネルギー消費量</u>及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは, 当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし, 変更の判定の申請 (判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては, 当該増加に係る部分の床面積の合計に, 当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>13</u> (省 略)</p> <p><u>14</u> この表の5の項において「床面積の合計」とは, 認定等に係る建築物の部分の床面積 (共同住宅等又は複合建築物であって, 当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の<u>設計一次エネルギー消費量</u>を算出する場合 (以下この表において「共同</p>	<p>う。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>3～12</u> (省 略)</p> <p><u>13</u> この表の1の項, 3の項及び4の項において「床面積の合計」とは, 判定等に係る建築物の部分の床面積 (増築 (増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。)) 又は改築の判定等であって, 当該増築又は改築に係る建築物のうち当該増築又は改築をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する<u>設計一次エネルギー消費量</u> (以下この表において「<u>設計一次エネルギー消費量</u>」という。)) 及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは, 当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし, 変更の判定の申請 (判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては, 当該増加に係る部分の床面積の合計に, 当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>14</u> (省 略)</p> <p><u>15</u> この表の5の項において「床面積の合計」とは, 認定等に係る建築物の部分の床面積 (共同住宅等又は複合建築物であって, 当該建築物について住宅の用途に供する部分の<u>誘導設計一次エネルギー消費量</u> (省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から<u>当該部分に係る住宅共用部分の床面積</u>を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>15 (省 略)</p> <p>16 <u>備考の11及び備考の15</u>に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>17 (省 略)</p> <p>18 この表の11の項において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る<u>部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部</u></p>	<p><u>この表において同じ。)</u>に共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から<u>当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下この表において「住宅共用部分の床面積」という。)</u>を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>17 <u>備考の12及び備考の16</u>に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>18 (省 略)</p> <p>19 この表の11の項において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る<u>建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量に共用部分の設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p data-bbox="259 268 1095 347">分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。</p> <p data-bbox="230 464 454 489"><u>19・20</u> (省 略)</p>	<p data-bbox="1216 268 2067 440">費量に関する基準に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。</p> <p data-bbox="1187 464 1411 489"><u>20・21</u> (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第125号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市立庄内こども園を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

豊中市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年豊中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表第1			別表第1		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(省 略)			(省 略)		
豊中市立庄内こども園	豊中市大黒町3丁目19番 27号	70人			
(省 略)			(省 略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第126号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

診療科目の専門性を明確にするとともに，形成外科を市立豊中病院の診療科目に追加するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>神経内科</u></p> <p>(3)～(7) (省 略)</p> <p>(8)～(10) (省 略)</p> <p>(11) <u>消化器外科</u></p> <p>(12)～(25) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>内分泌・代謝内科</u></p> <p>(3) <u>呼吸器内科</u></p> <p>(4) <u>血液内科</u></p> <p>(5) <u>腎臓内科</u></p> <p>(6) <u>脳神経内科</u></p> <p>(7)～(11) (省 略)</p> <p>(12) <u>消化器外科</u></p> <p>(13) <u>呼吸器外科</u></p> <p>(14) <u>乳腺外科</u></p> <p>(15)～(17) (省 略)</p> <p>(18) <u>形成外科</u></p> <p>(19)～(32) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。